

第2章 防災組織

災害の予防・応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、この章においては防災に関する組織及びその運営等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るとともに、住民の自主防災組織の充実を図る。

第1節 組織計画

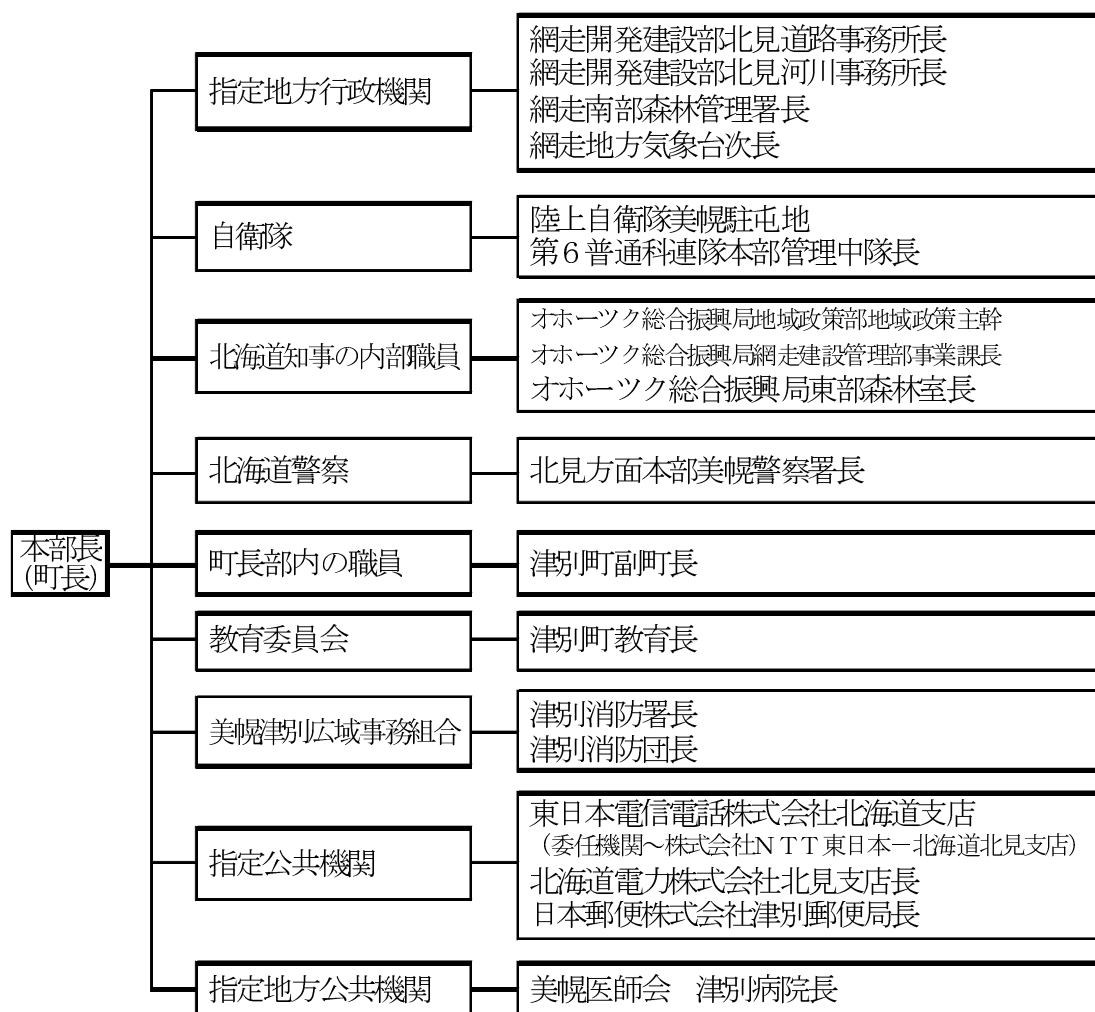
1 町防災会議

災害対策基本法第16条に基づき防災会議を設置するとともに、地域特性に対応した津別町地域防災計画の作成・修正を行い、その実施を推進する。

(1) 防災会議の構成

町防災会議は町長を会長とし、津別町防災会議条例第3条第5項の規定により次の構成とする。

町防災会議の構成図



(2) 運営

津別町防災会議条例（昭和 39 年条例第 36 号）及び津別町防災会議運営規程（昭和 39 年規則第 56 号）の定めるところによる。

2 災害対策本部

町長は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合で防災活動の推進を図るため、必要があると認められるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 及び津別町災害対策本部条例に基づき、次により津別町災害対策本部を設置し防災活動を推進するものとする。

(1) 設置

- ① 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- ② 災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特にその対策を図る必要があるとき。地震では、おおむね震度 5 弱以上が発生したとき及び町内に相当の被害が生じたとき。
- ③ 本町に影響のある暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水その他の気象業務法に基づく警報が発令されたとき。

(2) 名称

津別町〇〇〇災害対策本部（以下、この章で「本部」という。）

(3) 公表

- ① 本部を設置したときは、直ちに本部員、本部各部長及び次の機関等に通知するとともに、役場庁舎正面玄関に本部の標識を掲示する。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

ア オホーツク総合振興局長

イ 津別町防災会議構成機関

ウ 隣接の市町村

エ 報道機関

- ② 住民に対する周知

本部を設置したときは、サイレン、広報車等により住民に周知する。

(4) 廃止

予想された災害が発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害応急対策がおおむね完了した場合に本部を廃止する。

(5) 設置場所

庁舎内に設置する。庁舎が被害を受け機能しない場合は、中央公民館に設置する。

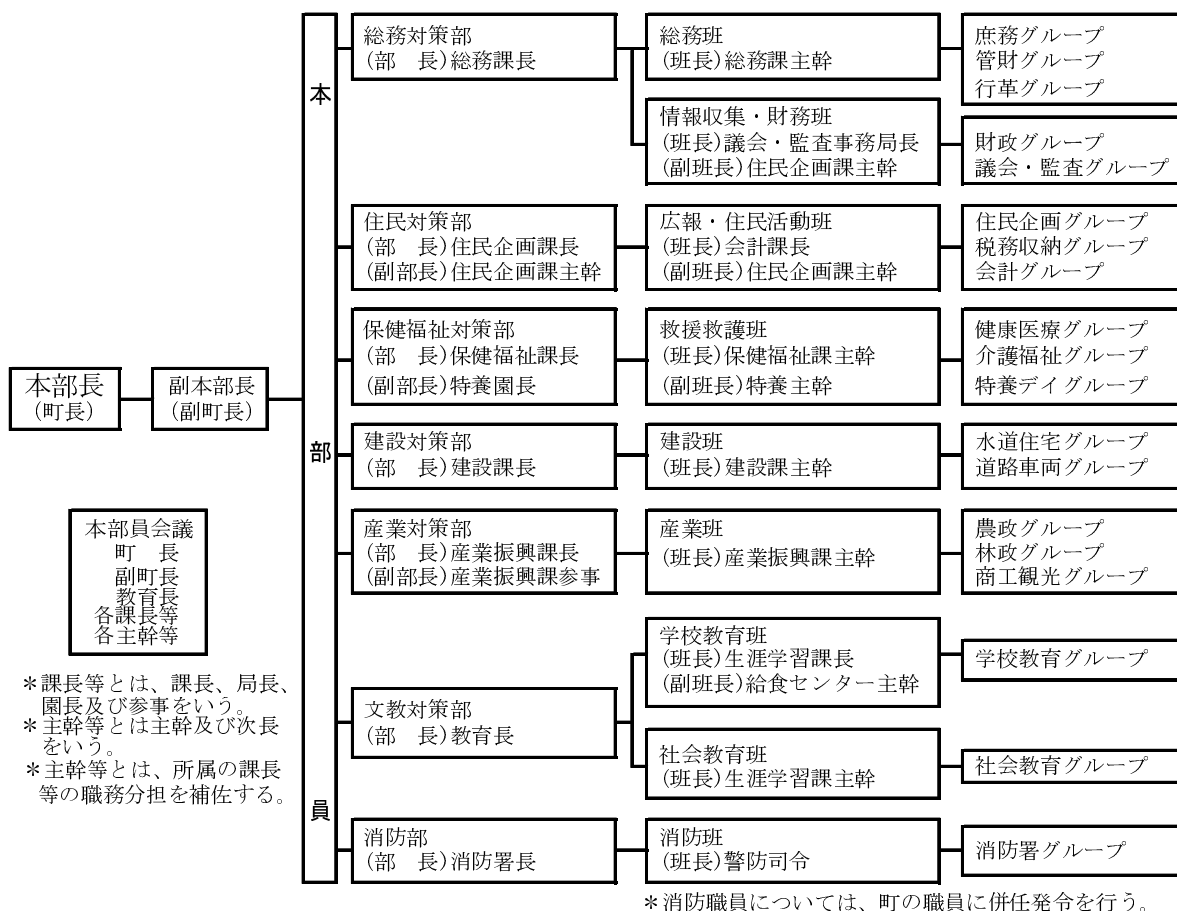
(6) 本部の構成

- ① 本部は、津別町災害対策本部条例に基づき本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長には町長、副本部長には副町長、本部員には教育長、課長、園長、局長、参事及び主幹があたる。
- ② 本部員は、それぞれ定められた部及び班に所属するものとし、事故等の大きさ、被害の範囲などに応じた部及び班編制とする。
- ③ 本部長は、本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要

事項について決定する。

- ④ 各班長は、所属の各グループを指揮し、所掌事務を遂行する。

本部の構成



3 運営

(1) 本部員会議

- 本部員会議は、本部の職務遂行上重要な事項を協議推進するため、本部長が必要と認めた場合に招集し、開催する。
- 災害の規模及び態様によって本部長は、職務遂行上特に必要と認めた本部員により会議を開催することができる。

(2) 本部連絡員

本部連絡員は、本部の各班長とし、本部と各班の情報及び対策遂行上の調整を図る。

(3) 本部の庶務

本部の庶務は、総務対策部総務班庶務グループが行う。その他本部の運営について必要な事項は本部長が定める。

(4) 本部の業務分担

本部の各部・各班の業務分担は次のとおりである。

本部の業務分担

部名	班名	業 務 分 担
総務対策部	総務班	1 本部設置及び運営に関すること 2 防災会議に関すること 3 災害対策の総括に関すること 4 災害関連機関との連絡調整に関すること 5 気象、予警報の収集、伝達に関すること 6 各部との連絡調整に関すること 7 庁内の非常配備体制に関すること 8 被害状況のとりまとめ及び報告に関すること 9 災害記録に関すること 10 隣接市町及び災害関連機関との連絡に関すること 11 自衛隊の派遣要請に関すること 12 避難所連絡員の派遣に関すること 13 職員の非常招集及び配置に関すること 14 その他他の部・班に属さない事項 など
	情報収集・財務班	1 災害情報の収集、連絡に関すること 2 被害状況調査に関すること 3 報道機関との連絡調整に関すること 4 被災者名簿の作成に関すること 5 災害関係予算及び決算に関すること 6 災害応急及び復旧対策に要する資金計画に関すること など
住民対策部	広報・住民活動班	1 災害時の広報・広聴に関すること 2 災害時の交通安全対策に関すること 3 災害時の防犯活動に関すること 4 各自治会の出動要請に関すること 5 災害現場の写真撮影に関すること 6 住民避難の輸送に関すること 7 被災者の避難誘導に関すること 8 避難所の開設に関すること 9 被災者相談に関すること 10 災害時におけるじん芥、汚物の処理に関すること 11 税務対策に必要な事項調査に関すること 12 被災納税者の減免措置に関すること 13 り災証明の発行に関すること など
保健福祉対策	救護班	1 救助物資の配布及び生活必需品の給与又は貸与に関すること 2 被災者の救助に関すること 3 被災者の生活保護に関すること 4 災害時要援護者対策に関すること 5 行方不明者の捜索に関すること 6 福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること 7 災害時の医療及び助産に関すること 8 災害時の防疫に関すること 9 被災者の環境衛生保持に関すること 10 災害時の衣料品その他衛生資材の確保及び供給に関すること 11 保健所との災害関係の連絡に関すること 12 日赤・各病院に対する協力体制及び連絡に関すること 13 災害ボランティアの全般に関すること

策 部	班	14 医療班を編成し、被災地の医療救護に関すること 15 遺体の処理、安置及び埋葬に関すること 16 隔離病棟などへの収容及び連絡調整に関すること 17 保育所児童等の避難誘導及び収容に関すること など
建 設 対 策 部	建 設 班	1 応急給水及び飲料水の供給に関すること 2 上下水道施設の被害調査及び応急、復旧対策に関すること 3 道路、橋梁、河川等の土木施設の被害調査及び応急対策災害復旧に関すること 4 被災地の交通不能箇所の調査及び通行路線の確保に関すること 5 災害時の建設相談及び指導に関すること 6 災害時における応急仮設住宅の建設に関すること 7 応急対策、復旧対策資材の確保及び輸送に関すること 8 町有施設などの被害調査及び応急対策に関すること 9 水防に関すること 10 震災建築物の危険度判定に関すること など
産 業 対 策 部	産 業 班	1 農林商工業関係施設等の災害調査及び応急対策に関すること 2 農林商工業関係施設等の災害復旧対策に関すること 3 農林商工業関係被災者への応急融資に関すること 4 被災農家の救援に関すること 5 被災地の家畜の防疫、被災農作物の防疫に関すること 6 農作物種苗等育成資材の確保に関すること 7 災害時の消費物質の確保及び物価等の対策に関すること 8 山火事予防及び消火に関すること 9 被災地のへい死獣処理に関すること 10 就労相談に関すること 11 食料及び救助物資の調達・輸送に関すること など
文 教 対 策 部	学 校 教 育 班	1 被災学校の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること 2 被災学校の児童生徒の避難誘導に関すること 3 被災学校の医療、防疫及び給食に関すること 4 被災学校の児童生徒に対する学用品、教材、教科書用図書などの給与に関すること 5 被災児童生徒等の応急教育対策に関すること 6 災害時の学校経営指導に関すること 7 被災者に対する炊き出し、食事の給与に関すること 8 災害対策従事者の炊き出しに関すること など
	社 教 育 会 班	1 社会教育施設の被害及び災害復旧対策に関すること 2 中央公民館・児童館等の施設入場者の避難誘導に関すること 3 文化財産等の保護及び応急対策に関すること など
消 防 部	消 防 班	1 防衛活動・警戒等の実施に関すること 2 人命救助・避難誘導等に関すること 3 応急措置に関すること 4 情報収集及び広報活動に関すること 5 行方不明者等の捜索に関すること 6 消防団、関係機関等との連絡調整に関すること 7 消防団による支援に関すること 8 その他必要な活動に関すること など

※建設班が水道事故への対応に当たる場合、産業班は建設班所管の「応急対策・復旧対策資材の確保及び輸送に関すること」を、また、産業班が山火事の消火に当たる場合、建設班は産業班所管の「食料及び救助物資の調達・輸送に関すること」をそれぞれの所管に代わって臨時対応することとする。

4 夜間・休日等の本部の初動体制

震度 6 弱以上の地震が夜間・休日等の閉庁時に発生した場合は、本部の初動体制は次のとおりとする。

- (1) 休日、夜間等、閉庁時に震度 6 弱以上の地震が発生したときは、宿日直者と役場から徒歩 5～10 分以内に住居のある職員（あらかじめ指名しておく）は役場に自主参集する。
- (2) 地震発生後 30 分間をめどに情報収集、連絡活動等を行う。

本部の初動体制での任務

任 務
<ul style="list-style-type: none">・ 玄関等の鍵開け、庁内被害状況の確認、本部設置場所の確認・ 地震情報の収集と記録（北海道及び強震観測センター、テレビ・ラジオ報道等）・ 地震発生 of 広報（時間、震源、震度）・ 職員、消防団員、自主防災組織の招集・ 住民への初期消火、救助の徹底の呼びかけ・ 電話、無線等による被害通報の受け付け、記録・ 出勤者から各地区の被害状況の聞き取りと記録

第2節 動員計画

町内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害予防対策及び応急対策が速やかにかつ的確に実施できる町職員、消防団員及び防災関連機関関係者の動員体制をとる。

1 配備体制

本部は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、応急対策を迅速かつ強力に推進するために非常配備体制をとる。

(1) 配備基準及び方法

- ① 別表の非常配備基準に基づき災害の程度に対応し、第1から第3の非常配備体制をとる。
- ② 指令は本部長（町長）が行う。ただし、突発的な重大災害の場合には、職員は自主参集する。

(2) 非常配備後の活動

- ① 本部長は、非常配備を決定したときは直ちにその旨を各部長に通知する。
- ② 本部長より通知を受けた各部長は、直ちに所定の配備を行い、これを本部長に報告する。
- ③ 本部長は、職員の動員が迅速かつ的確に行われるよう常に体制の整備に努める。

(3) 非常配備体制下の活動

① 第1非常配備

- ア 総務対策部長は、本部長の配備指令を受け、各部長に通知する。
- イ 総務対策部長は、網走地方気象台、その他関係機関との連絡をとり、気象情報、対策通報等を関係部長に伝達する。
- ウ 各部長は、総務対策部長からの情報や連絡に即応し、情勢に対応する措置をとる。
- エ 第1非常配備につく職員は、各自の所属する課等の所在場所で待機する。

② 第2非常配備

- ア 本部の機能を円滑にし、非常配備体制の確立のため、本部員会議を開催する。
- イ 各部長は、情報の収集と伝達体制を強化する
- ウ 総務対策部長は、各部長及び防災関係機関等との連絡を密にし、緊急措置について本部長に報告する。
- エ 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。
 - a 事態の重要性を職員に徹底させ、所要の人員を非常業務に就かせる。
 - b 装備、資材、物資、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現場（被災予想地）に配置する。
 - c 関係部及び関係外部機関との連絡を密にする。

③ 第3非常配備

各部長はじめ、全職員が災害対策活動に全力を集中する。活動状況を逐次本部長に報告する。

- (4) 夜間又は休日等の閉庁時に震度6弱以上の地震が発生した場合には、役場から徒歩圏5分から10分以内に住むあらかじめ指名されている職員が参集し、災害発生後30分間をめぐりとして主に

情報収集、連絡活動を行う。

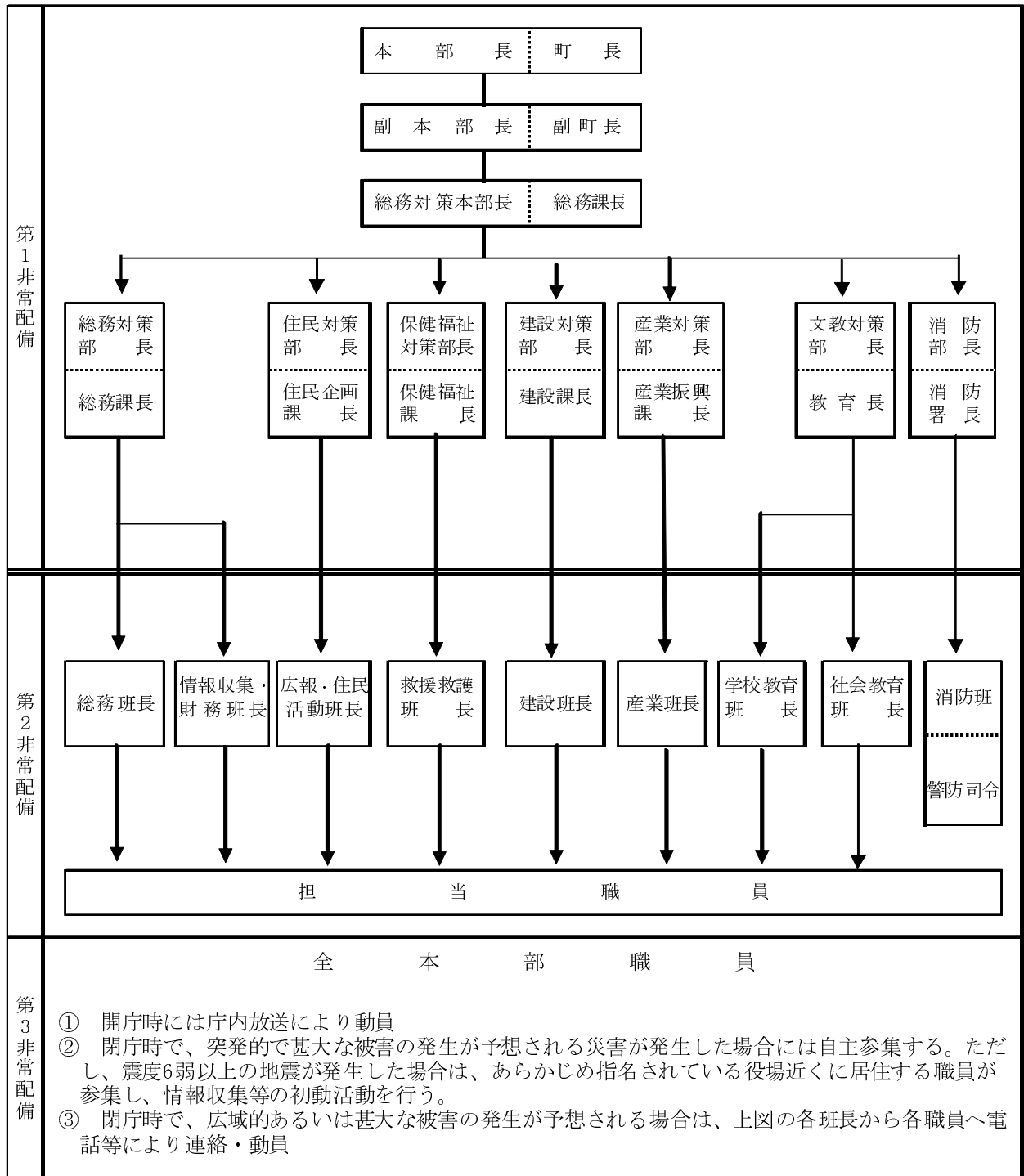
配備体制と活動内容、人員

種別	配 備 時 期	配 備 指 示 者	配 備 内 容	任 務	担 当 部 局 課 担 当
第1非常配備	① 気象業務法に基づく気象、地象、水象に関する情報又は警報を受けたとき	町 長	情報連絡のため総務班があたる。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡	総務対策部 総務班 情報収集・財務班
	② 必要により本部長が当該非常配備を指名したとき		情報連絡のため各対策部の部長等をもってあたるもので、状況により次の配備体制へ円滑に移行できる体制とする。		
第2非常配備	1 局部的に災害発生が予想されるとき又は災害が発生したとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	町 長	各部等の所管の人員をもってあたるもので、災害発生とともに直ちに応急活動ができる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関等との連絡・連携 3 応急措置の実施	各部長 各班長
第3非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき 2 予測されない重大な被害が発生したとき	町長又は自主参集	本部全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれ応急活動ができる体制とする。 * 夜間又は休日等の閉庁時に震度6弱以上の地震が発生した場合、あらかじめ指名されている役場近くに住む職員が直後に参集する。	本部による災害応急対策活動の実施 1 情報の収集	職員全員

地震の場合の震度等災害の大きさに応じた防災体制

	震度 4	震度 5 弱～強	震度 6 弱以上
配備体制	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備 * 閉庁時は、あらかじめ指名されている職員が直後に参集する。
		本 部 開 設	

非常配備の担当部等職員の動員方法



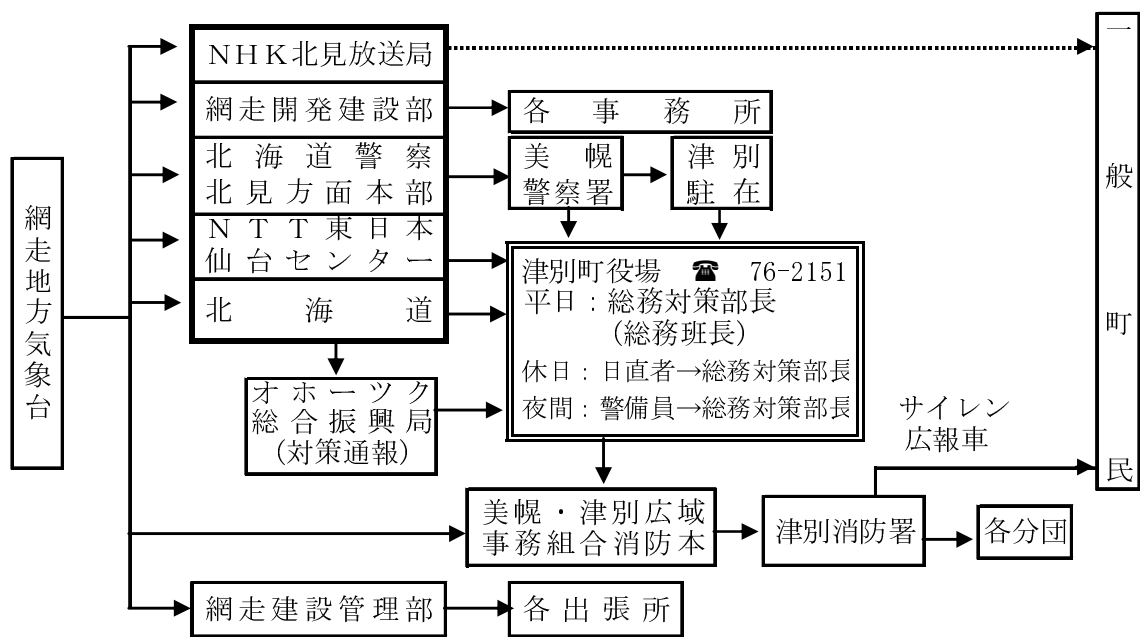
第3節 気象業務等に関する計画

気象、地象及び水象等の予警報の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等、気象に対する組織、業務等を定め、暴風、豪雨、豪雪、洪水、火山、地震等の災害を未然に防止し、また、その災害の軽減を図る。

1 気象予警報の伝達

(1) 伝達の経路及び責任者

気象予警報等の伝達経路



※太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく法定伝達先。

気象予警報等の伝達責任者

伝達先	伝達責任者	伝達方法	備考
庁内各対策本部	総務対策部長（総務班長）	口頭・庁内放送	
防災関係機関	〃	電話・口頭	
各自治会	〃	〃	
津別消防署	〃	〃	
各学校	文教対策部長（学校教育班長）	〃	
社会教育施設	文教対策部長（社会教育班長）	〃	
保育所	保健福祉対策部長（救援救護班長）	〃	
福祉施設	〃	〃	

関係機関等の連絡先

関係機関名	連絡先の代表者名	所在地	電話番号
網走開発建設部	部長	網走市新町2丁目6番1号	44-6171
オホーツク総合振興局網走建設管理部	部長	網走市北7条西3丁目	44-0702
網走南部森林管理署津別事務所	所長	津別町字柏町	76-2135
日本郵便株式会社津別郵便局	局長	津別町字新町	76-2460
日本郵便株式会社本岐郵便局	局長	津別町字本岐	77-2200
日本郵便株式会社相生郵便局	局長	津別町字相生	78-2200
北見保健所	所長	北見市青葉町6番6号	24-4171
美幌警察署津別駐在所	所長	津別町字旭町	76-2610
オホーツク総合振興局東部森林室	室長	北見市青葉町6番10号	24-6276
北海道電力株式会社北見支店	支店長	北見市北8条東1丁目2番地1	26-1114
津別町農業協同組合	組合長	津別町字大通	76-3322
津別町商工会	会長	津別町字本町	76-2191
北見広域森林組合津別事業所	所長	津別町字共和	76-2055
津別地区林業協同組合	組合長	津別町字一条通	76-2274
陸上自衛隊美幌駐屯地	司令	美幌町字田中	73-2114

(2) 風水害関係

① 警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

警報・注意報の概要

種類	概要
警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合にその旨を警告して行う予報
注意報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報

警報・注意報の種類と概要

警報・注意報の種類		概要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、括弧を付して大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として河川が増水やはん濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。

警報・注意報の種類		概	要
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。	
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。	

② 網走・北見・紋別地方気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

③ 土砂災害警戒情報

北海道と網走地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

④ 記録的短時間大雨情報

網走・北見・紋別地方で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに府県気象情報の一種として発表する。

⑤ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

⑥ 網走川洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。網走川については、網走開発建設部と網走地方気象台が共同で下表の標題により発表する。なお、基準水位については40ページに記載の「網走川洪水予報の基準水位表」を参照のこと。

種 類	標 題	概 要
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
	はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備情報等の発令の判断の参考とする。	

(3) 特に重要と認められる各種注意報で警報の伴うものについては、別表（資料編 190 ページ参照）に記録し、各部長に連絡するものとする。

網走川洪水予報の基準水位表

予報区域名	河川名	水位観測所	所在地	位置	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位
網走川	網走川	津別	網走郡津別町字最上	北緯 43° 42' 41" 東経 144° 00' 31"	68.70	69.00	69.30 71.90	69.50 72.10	72.29

2 水防活動用気象注意報・警報水防

(1) 水防活動に用いる気象注意報・警報は下記欄による気象注意報・警報により代行する。

水防活動用予報及び警報の種類

区分	種類	発表機関	適用
注意報、警報並びに情報等 水防法第10条第1項 気象業務法第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報 高潮注意報・高潮警報	網走地方気象台 気象庁	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
指定河川洪水予報 水防法第10条第2項 気象業務法第14条の2第2項	はん濫注意情報 はん濫警戒情報 はん濫危険情報 はん濫発生情報	網走開発建設部 網走地方気象台	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 水防法第16条	待機、準備、出動、指示、解除	網走開発建設部 オホーツク総合振興局（網走建設管理部）	水防警報河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

※水防活動用注意報、警報及び情報は、水防活動用として特に発表されるものではなく、一般向け注意報、警報及び情報に含めて発表されるものである。従って、はん濫注意情報が発表されたときは直ちに水防活動用の情報が発表されたことになる。

※はん濫注意情報…基準地点の水位がはん濫注意水位を超えて洪水となるおそれがあるときに発表されるもの。

※はん濫警戒情報…基準地点の水位がはん濫注意水位を超えて重大な災害が起きるおそれがあるときに発表されるもの。

※はん濫発生情報又ははん濫危険情報…はん濫注意情報及びはん濫警戒情報の補足説明並びに軽微な修正を必要とするとき発表されるもの。

※洪水予報指定河川（網走市関係）…網走川水系網走川

※水防警報…北海道開発局又は知事が指定する河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警戒して発表する。

※水防警報河川（津別町関係）…網走川

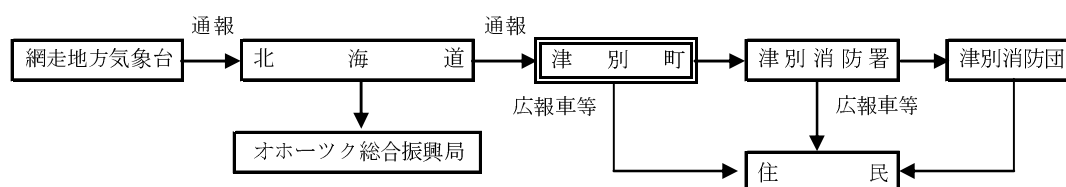
3 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに網走地方気象台が都道府県知事に対して通報し、北海道を通じて津別町に伝達される。

(1) 火災気象通報の伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。

火災気象通報の伝達系統



(2) 通報基準

火災気象通報基準は次の表のとおりである。

火災気象通報基準

発表官署	通 報 基 準
網 走	実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下の場合、若しくは平均風速で陸上 12m/s 以上（雄武は西南西の風 15m/s、紋別小向は西から北西の風 15m/s 以上）が予想される場合とする。なお、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

(3) 発令基準

火災警報の発令基準

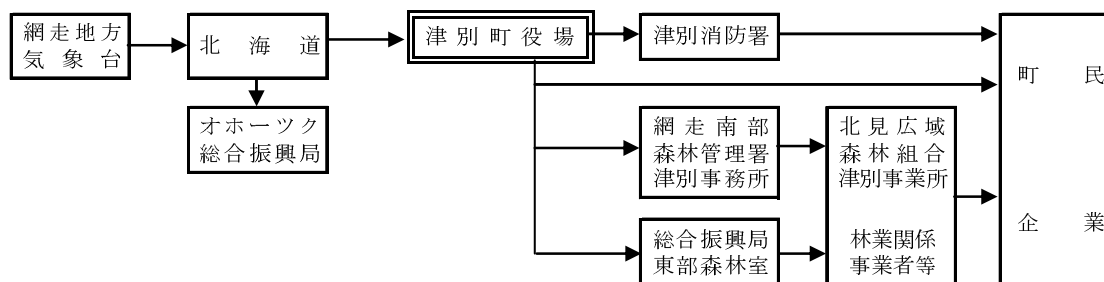
火災警報発令基準	実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下の場合、若しくは平均風速が陸上で 12m/s 以上の風が予想される場合。なお、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。
----------	---

注：火災発生の気象条件は地域、時期によって異なることがあり、実際の火災気象通報は必ずしもこれと一致しない場合がある。

(4) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として実施する。

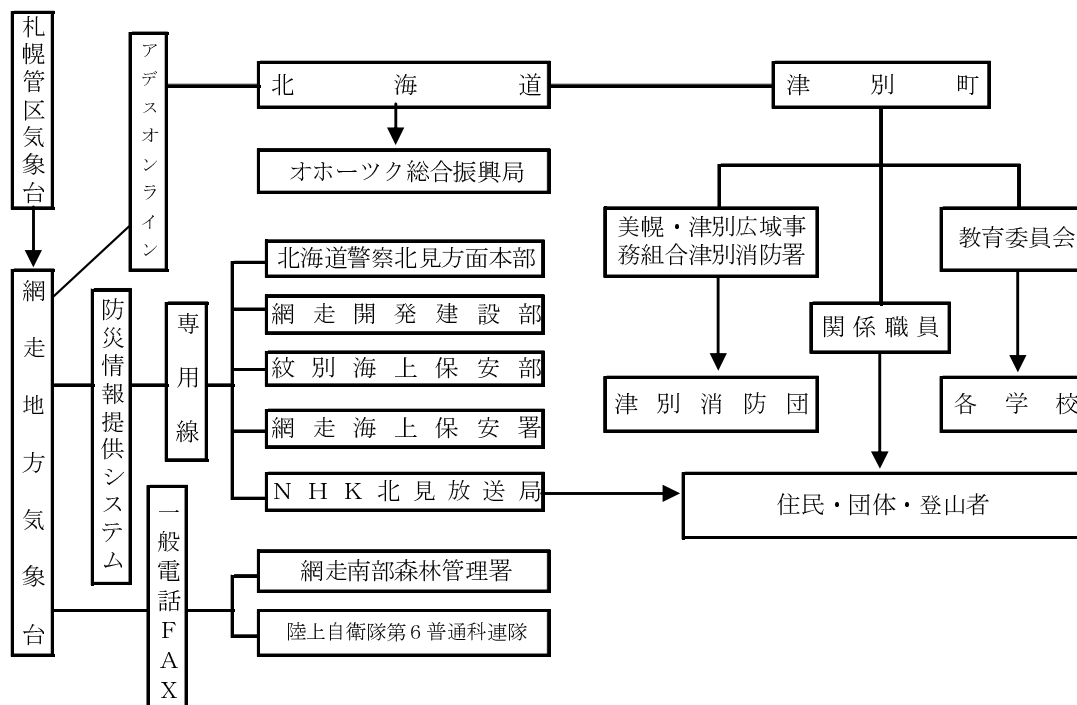
林野火災気象通報の伝達系統図



4 火山情報

噴火警報・噴火予報の火山防災情報の伝達は、次のとおりとする。

火山防災情報伝達系統図



5 地震情報

気象庁発表の当町及び周辺地域の群発性の地震については、活断層地震や火山活動に結びつく可能性があるため、引き続き情報の収集に努めるものとする。

6 異常現象を発見した場合

(1) 発見者からの通報

災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、速やかに津別町役場又は美幌警察署（津別駐在所）、若しくは津別消防署に通報する。

発見者から通報を受けた警察官、消防署員は直ちにこれを確認し、津別町役場に通報する。

(2) 各機関への通報と住民への周知

① 異常現象に関する通報を受けた町長は、災害対策基本法第54条に基づき網走地方気象台にその旨を通報する。

② 必要な場合は、広報車、報道機関等により住民に対する広報を徹底する。